

石川県森林審議会の委員を公募します



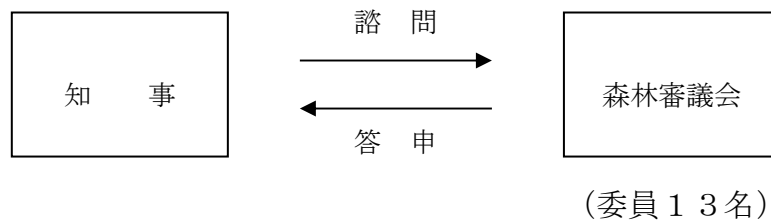
募集期間 令和5年9月14日（木）～9月29日（金）

森林・林業に関する施策に県民の皆様のご意見を反映させるため、石川県森林審議会の委員を公募します。

県民の皆様のご意見をより県政に反映させるため、積極的なご応募をお待ちしております。

【森林審議会とは】

森林法第68条第1項に基づき設置され、森林法または他の法令の規定によりその権限に属された事項を処理するほか、森林法の施行に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申する機関です。



○ 諮問事項

- ・ 地域森林計画の樹立、変更
- ・ 林地開発行為の許可
- ・ 保安林の指定、解除
- ・ 松くい虫被害対策実施計画の策定、変更
- ・ その他森林法の施行に関する重要事項

【募集の方法】

1 募集人数等 1名（任期は令和5年11月15日から2年間）

2 募集期間 令和5年9月14日（木）～9月29日（金）

持参、E-mailの場合は9月29日の17時必着、郵送の場合は当日消印有効とします。

また、当方が応募申込書を受付した場合、こちらから連絡させていただきます。当方からの連絡がない場合、何らかの理由で応募申込書が届いていないことが考えられますので、お手数ですが、ご連絡をお願いします。

- 3 資格要件
- ・ 森林、林業に関する学識経験を有する方
 - ・ 毎年1回程度、平日に開催される会議に出席できる方
 - ・ 石川県内にお住まいの方
 - ・ 年齢が令和5年11月15日現在、満20歳以上の方
 - ・ 国及び地方公共団体の議員又は職員でない方
 - ・ 地方公務員法第16条各号に掲げるものに該当しない方

「地方公務員法第16条各号に掲げるもの」とは・・・

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 石川県において懲戒免職の処分を受け、二年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 4 申込み手続き
- 次の書類を農林水産部森林管理課に持参、郵送又はE-mail (shinkan@pref.ishikawa.lg.jp) により提出して下さい。(提出頂いた書類は返却致しません。)

- ① 応募申込書 (別紙様式をご利用下さい。)
- ② 小論文 (800字程度・様式自由)

<テーマ> 「石川県の森林・林業行政に対する思い」

- 5 選定方法
- 公募委員の選定は、選定委員会により行います。
- ・ 提出された書類をもとに、一次選定を行います。
 - ・ 一次選定を通過された方に対し面接を行い、最終的に選定委員会において公募委員を決定します。
 - ・ 面接は10月中旬を予定しております。詳細(時間、場所等)については、改めて通知します。

- 6 選定結果の通知
- 採用可否については、文書をもって応募者全員に通知します。

- 7 成績開示
- 本人に限り、成績の開示を行います。成績開示には、顔写真付きの身分を証明できるものを持参して下さい。
- ・ 開示期間：選定結果発送日から2週間
 - ・ 開示場所：農林水産部森林管理課内
(郵送、電話による開示請求は認めません。)

- 8 その他 応募にかかる交通費等は、応募された方の負担とさせていただきます。

【注意事項】

- 1 委員の義務 委員になられた方は、自らの学識、経験等に基づき審議に参加して頂きますが、以下の事項を遵守して頂くようお願いいたします。
- ・ 職務上知り得た秘密を漏らさないで下さい。
 - ・ 委員としての地位を政治的目的、営利目的、宗教的目的に利用しないで下さい。
 - ・ 審議中は審議を円滑に行うため会長の指示に従って下さい。
- 2 委員の解任 委員が以下の事項に該当した場合や、その他委員として適当でないと認めた場合には、任命を取り消す場合があります。
- ・ 心身の故障その他事由により職務の執行ができないと認められるとき
 - ・ 職務上の義務違反があるとき
- 3 審議会の開催 毎年1回程度、平日に開催します。
※ 年度によって、変更があります。
- 4 委員報酬等 審議会にご出席頂いた場合は、県の規定に基づき委員報酬及び交通費をお支払いします。
- 5 その他 選定委員会において適任者がいないと判断した場合は、公募委員の選定を行わない場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

ご不明な点などございましたら、お手数ですが下記までご連絡下さい。

申込み・問い合わせ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

農林水産部森林管理課（県庁14階）

電話 076-225-1642 / メール shinkan@pref.ishikawa.lg.jp